



平成 28 年 11 月 30 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 S H I F T  
代表者名 代表取締役社長 丹 下 大  
(コード番号: 3697 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員 CFO 益 子 和 也  
(TEL. 03-6809-1165)

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

株式会社 SHIFT（本社：東京都港区、代表取締役社長：丹下 大、東証マザーズ：コード番号 3697、以下 SHIFT）は、平成 28 年 11 月 30 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社従業員、当社取締役就任予定者及び当社入社予定者に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な SHIFT の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、SHIFT の結束力をさらに高めることを目的として、当社従業員、当社取締役就任予定者及び入社予定者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、当該目標が達成されることは、SHIFT の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。当該目標は、SHIFT が平成 28 年 8 月期より中期計画として掲げている「SHIFT'100（連結売上高の目標 100 億円）」の達成時における業績をもとに算定しており、平成 30 年 8 月期から平成 31 年 8 月期において SHIFT の一定の職責を担う幹部従業員、取締役就任予定者及び入社予定者に当該中期戦略を確実に達成するよう促すべく本新株予約権の行使条件として定めたものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 1.59% に相当します。しかしながら、本新株予約権の発行は、SHIFT の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の数

2,300 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 230,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は 550 円とする。当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報、EBITDA 等の過去業績等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。なお、算定に用いたボラティリティは、当社の上場以来の過去の株価推移に基づき算出された値（ヒストリカル・ボラティリティ）である。

## 3. 新株予約権の内容

### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### （2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,228 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × \_\_\_\_\_

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の

処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は平成 30 年 12 月 1 日から平成 35 年 12 月 28 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の平成 30 年 8 月期から平成 31 年 8 月期の 2 事業年度のうちいずれかの期において、EBITDA が 1,500 百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における EBITDA の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書）の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書）に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参考すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参考すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 28 年 12 月 28 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総

会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 28 年 12 月 28 日

#### 9. 申込期間

平成 28 年 12 月 17 日から平成 28 年 12 月 21 日

#### 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員	5 名	1,500 個
当社取締役就任予定者	1 名	500 個
当社入社予定者	1 名	300 個

### III. 割当先の選定理由等

#### 1. 割当予定先の状況

##### ① 当社従業員

割当予定先の概要	当社従業員 5 名	
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

##### ② 当社取締役就任予定者

割当予定先の概要	氏名	松尾 茂
	住所	滋賀県近江八幡市
	職業の内容	当社取締役就任予定者であります。
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

##### ③ 当社入社予定者

割当予定先の概要	氏名	田口 政孝
	住所	千葉県八千代市
	職業の内容	当社入社予定者であります。
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

SHIFTは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合

には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

また、SHIFTは割当予定先である当社取締役就任予定者松尾 茂氏及び当社入社予定者田口 政孝氏に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について外部調査機関や外部データベースを通じて調査を行っており、当該割当予定先が反社会的勢力と何らの関係を有していないことを確認しております。また、東京証券取引所に対しては「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

なお、本新株予約権の割当予定先である当社取締役就任予定者松尾 茂氏は平成29年3月1日までに就任予定であり、当社入社予定者田口 政孝氏は平成28年12月1日に執行役員として入社予定であります。仮に就任若しくは入社に至らなかった場合には、当該新株予約権は失効いたします。

## 2. 割当予定先を選定した理由

本新株予約権は、SHIFTの業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、業績目標の達成に対する一層の意欲及び指揮を向上させることを目的として発行するものであります。SHIFTは、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化することを目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

当社取締役就任予定者松尾 茂氏は、富士通株式会社や日本電産株式会社のようなグローバル製造業企業での経営経験やノウハウを活かし、管理担当取締役として、管理部門全体のマネジメントに加え、利益率改善など課題解決のエンジンの役割を担うことを期待し、付与対象者といたしました。

当社入社予定者田口 政孝氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社での経験を活かし、高難易度の大型案件の獲得・運営及びオフショア化の推進を期待し、付与対象者といたしました。

## 3. 割当予定先の保有方針

SHIFTは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

## 4. 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

SHIFTは、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込に支障がない旨を口頭により確認をしております。

以上